

契 約 書 (案)

賃貸借契約書

沖縄県知事 古謝 玄太（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、県税事務用端末機器等（以下「端末機等」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲と乙の双方は、信義に従い誠実にこの契約に係る業務を実施するものとする。
2 乙は甲に対し、この契約の条項に従って、端末機等の賃貸借を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

（賃貸借物件の納入）

第2条 端末機等の賃貸借物件納入については、次のとおりとする。
(1) 品名、数量については、別紙仕様書のとおりとする。
(2) 端末機等の機能・性能については、別紙仕様書のとおりとする。
(3) 設置・設定作業内容については、別紙仕様書のとおりとする。
(4) 納入期限については、令和8年12月28日までとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和9年1月1日から令和12年1月31日までとする。

（賃借料）

第4条 甲は、端末機等の賃貸借に対する賃借料として 円を乙に支払うものとする。内訳については、次のとおりとする。

令和9年1月～令和12年1月：月額 円 × 37ヶ月
うち取引に係る消費税額 金 円

〔（注）「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので賃借料に10/110を乗じて得た額である。〕

（賃借料の請求及び支払）

第5条 乙は、月額料金について、使用月の翌月に書面による請求を行い、甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払うものとする。

2 この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃借料の額は、次の算式により得た額とする。

（ 契約が解除されるまでのその月の日数 / その月の日数 ） × 賃借料月額

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により料金の支払いが遅延した場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府の支払遅延に対する遅延利息

の率（以下「遅延利息率」という。）により計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上を県に納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、免除とする。

（権利義務等の譲渡等）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の制限）

第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（端末機等の保証）

第9条 乙は、この契約期間中に端末機等の故障又は障害（以下「障害端末機等」という。）が発生した場合には、これの修理又は機器交換等を無償で保証するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由があるときは、この限りでない。

2 前項の故障等により、修理等に4開庁日以上を要するときは、乙は甲に対し、代替機の提供を行うものとする。

3 乙は甲に対し前項までの障害端末機等にかかる原因を速やかに報告するとともに、端末機等の安定的な稼働及び契約期間中の継続的な使用環境を確保するため、これと同種又は類似の障害の発生に対して、適正かつ迅速に復旧又は除去作業が行えるように、必要な技術情報の提供に努めなければならない。

4 障害端末機等の発生が、甲の通常業務の遂行に支障が生じるものとなった場合、この

障害の復旧又は除去作業に関する緊急の支援を乙は甲に対して行うものとする。ただし、この支援に関する時期及び方法等は、甲乙双方の協議により決定されるものとする。

5 本条で生じることになる直接費用及びこれに付随する費用は、甲の責に帰すべき事由がない限り、乙の負担とする。ただし、前項で決定される事項は、この限りでない。

(保険)

第 10 条 乙は、自己の費用で納入機器に損害保険を付保するものとする。

(善管義務)

第 11 条 甲は、端末機等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(バージョンアップ)

第 12 条 乙は、ソフト販売業者からバージョンアップの案内がある場合、遅滞なく甲へ通知するものとする。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不能の場合の処理)

第 14 条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、賃借料の支払いを免れるものとする。

(立入及び秘密保持)

第 15 条 乙は、端末機等の搬入又は交換・修理等のために端末機等の設置された場所に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

2 乙及び乙が業務を委託した保守会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させるものとする。

3 乙又は乙の指示に基づいて納入、サポート等の業務に従事するものは、その職務上知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

4 前項の規定に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。

(1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。

(2) 既に保有しているもの。

(3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。

(4) 書面により開示を承諾されたもの。

5 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

6 本条の規定は本契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(秘密情報の取扱い)

第 16 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

3 前 2 項に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。

(1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。

(2) 既に保有しているもの。

(3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。

(4) 書面により開示を承諾されたもの。

4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

5 本条の規定はこの契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む））については、善良な管理者の注意をもって管理し、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第 18 条 乙は、本契約に基づき業務を遂行するにあたって「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守しなければならない。

(履行遅滞)

第 19 条 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終らないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し、沖縄県財務規則第 109 条第 1 項の規定に基づく、履行遅滞に対する違約金の率により計算した額の違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しないものとする。

2 前項の違約金は、契約代金支払いのときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その額を徴収する。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了せず、頭書の賃貸借を行うことができないと明らかに認められるとき。

- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。
- (5) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
- (6) 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲及び乙は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、相手方に通知するものとする。

(ソフトウェアライセンスの帰属)

第 21 条 乙がこの契約の定めにより納入する物のうちアプリケーションソフトに関する使用許諾契約に基づく使用权は、甲に帰属させるものとする。

(端末機等の返還)

第 22 条 この契約の終了時において、乙が納入した物のうちマウス、カードリーダー及び機器メーカー等が提供したマニュアル等の附属品（消耗品に相当する物を含む。）については、甲の欠落を認めるものとする。

2 この契約の終了時又は契約の解除により端末機等を返還する場合には、これに要する費用は、甲の責めに帰する場合のほか乙が全てを負担するものとする。

(暴力団等の排除)

第 23 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ち

に当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 3 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 4 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 24 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して本契約に係る業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(予算の減額又は削除に伴う解除)

第 25 条 本契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であるため、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、甲は、本契約を変更又は解除することができるものとする。

(契約外の事項)

第 26 条 この契約に定めのある事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖 縄 県 知 事 古 謝 玄 太

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を

契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない

ない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、

又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。